

令和6年度大蔵村やまがたハッピーサポートセンター登録支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少と少子化の進行に歯止めをかけ、結婚を望む方々に対する出会いの機会拡大のため、やまがたハッピーサポートセンターへの会員登録費用に対する補助金の交付に関し、大蔵村補助金等の適正化に関する規則（平成8年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) やまがたハッピーサポートセンター 山形県及び県内全市町村等が共同して、少子化等に伴う人口減少に歯止めをかけるため、結婚支援の充実・強化を目的として設置した組織をいう。
- (2) 会員登録 やまがたハッピーサポートセンターによる本人直接検索型の出会いの場の提供を支援するマッチングシステム「Ai ナビやまがた」を利用するための会員登録をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請時において、本村に住所を有し、現に婚姻をしていない者
- (2) 令和6年4月1日以降に会員登録を行った者
- (3) 本事業による補助金の交付を受けていない者
- (4) 村税等を滞納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該登録に要した経費とし、補助対象者1人につき10,000円を上限とする。

2 前項の補助金の交付は、補助対象者1人につき1回とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) やまがたハッピーサポートセンターが発行した会員登録料にかかる領収書の写し又はそれに代わるもの

(2) その他村長が必要と認める書類

2 前項の申請期限は、令和7年3月31日までとする。

3 規則第14条の規定による実績報告書の提出は、交付申請書の提出をもってこれに代えるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 村長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 規則第15条の規定による額の確定通知は、前項の交付決定通知書の通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の支払)

第7条 村長は、前条による補助金の交付決定を行った場合は速やかに支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた者が、前条の規定による取消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。